

警察本部  
警察学校  
各警察署

改正

平成21年9月本部訓令第11号  
平成22年11月本部訓令第14号  
平成23年9月本部訓令第15号  
平成29年11月本部訓令第12号  
令和元年6月本部訓令第1号  
令和2年12月15日本部訓令第16号  
令和3年3月25日本部訓令第14号  
令和5年2月24日本部訓令第7号

青森県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令を次のように定める。

青森県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令

青森県警察遺失物取扱規程（平成元年7月青森県警察本部訓令第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号）、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「施行規則」という。）及び特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年11月青森県公安委員会規則第18号）その他の法令に定めるもののほか、遺失物、埋蔵物その他の占有を離れた物の拾得及び返還に係る手続その他その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において「交番等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 交番、警察官駐在所（以下「駐在所」という。）及び警備派出所
- (2) 警察本部に設けられた組織の施設のうち、交番に準じて物件の取扱いを行う必要があるものとして別表の左欄に掲げるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交番に準じて物件の取扱いを行う必要があるものとして警察署長が指定したもの

（物件の提出を受ける窓口）

第3条 法第4条第1項又は法第13条第1項の規定による提出（第5条及び第20条を除き、以下単に「提出」という。）は、警察署又は交番等において受けるものとする。ただし、警察署又は交番等に提出することができない特別な理由がある場合は、この限りでない。

（交番等において物件の提出を受けたときの措置）

第4条 交番等において提出を受けた場合において、拾得物件控書及び拾得物件預り書を作成するときは、遺失物等に関する管理システム（以下単に「システム」という。）を利用して、提出を受けた物件に係る法第7条第1項各号に規定する事項等をシステムに登録することで、施行規則第4条第1項第1号の受理番号を自動的に取得すること、登録した情報を警察署において直ちに確認できる状態とすること及び施行規則第4条第1項の規定に基づく電磁的記録を自動的に作成することの全てができる場合を除き、当該提出を受けた物件（以下「提出物件」という。）に係る法第7条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を警察署長に報告するとともに、当該提出物件に係る受理番号を照会しなければならない。

2 前項の規定による報告をするときは、併せて、当該提出物件について、該当する遺失届の有無を照会するものとする。

3 交番、駐在所及び警備派出所において、現金（他の物件に在中しているものを含む。以下同じ。）の提出を受けたときは、提出をした拾得者又は施設占有者（以下「提出者」という。）の面前で、別記様式第1号の現金収納袋に当該現金を収納し、当該現金収納袋に封をしなければならない。この場合において、提出者が拾得物件預り書を受領しないまま立ち去ろうとするときは、現金収納袋

- の拾得物件受取書を作成して、これを提出者に交付するものとする。
- 4 交番等においては、提出物件を、拾得物件控書とともに、速やかに、警察署に送付しなければならない。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、警察署長の指揮を受けて、提出物件を適切に保管するための必要な措置をとるものとする。
  - 5 前項本文の規定による送付は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。
    - (1) 交番 勤務員の交替時、事務連絡時等に送付すること。
    - (2) 駐在所 1週間以内に送付すること。
    - (3) 別表の左欄に掲げる施設 別表の中欄に定める方法により送付すること。この場合において、送付する警察署は、別表の右欄に掲げる警察署とする。
  - 6 前2項の規定にかかわらず、高額な物件（10万円以上の現金、額面金額又は合計額が10万円以上の有価証券及び貴金属、宝石その他の物であってその価額又はその合計額が10万円以上であると明らかに認められる物件をいう。）、危険物その他の交番等における保管設備の状況等に鑑み適切に保管することが困難であると認められる物件の提出を受けたときは、警察署長の指揮を受けて、直ちに、当該物件を、拾得物件控書と共に、警察署に送付するものとする。
  - 7 第1項の規定による報告及び照会、第2項の規定による照会、第4項の規定による指揮の伺い並びに前項の規定による指揮の伺いは、執務時間中にあつては警察署の会計官、会計課長又は警務会計課長に、執務時間外にあつては警察署の当直責任者に対して行うものとする。

（施設において拾得された物件の取扱い）
- 第5条 施設において物件（埋蔵物を除く。）の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）が、警察署又は交番等に当該物件を持参した場合において、当該施設の施設占有者の同意が得られたときは、当該施設占有者から法第13条第1項の規定に基づく提出があつたものとして取り扱うものとする。
- 2 前項の規定により提出を受けたときは、当該提出を受けた物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所を同項の同意をした施設占有者に通知するものとする。
- 第6条 削除
- （遺失届を受ける窓口）
- 第7条 施行規則第5条第1項の規定による遺失届（以下単に「遺失届」という。）は、警察署又は交番等において受けるものとする。
- （交番等において遺失届を受けたときの措置）
- 第8条 交番等において遺失届を受けたときは、システムを利用して、遺失した物件に係る施行規則第5条第2項第2号及び第3号に規定する事項をシステムに登録することで、同項第1号の受理番号を自動的に取得すること、登録した情報を警察署において直ちに確認できる状態とすること及び施行規則第5条第1項に基づく電磁的記録を自動的に作成することの全てができる場合を除き、当該遺失届に係る施行規則第5条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を警察署長に報告するとともに、当該遺失届に係る受理番号を照会しなければならない。
- 2 前項の規定による報告をすときは、併せて、当該遺失届に係る物件について、これとその種類、特徴その他の事項からみて同一のものと認められる提出物件又は保管物件の有無を照会するものとする。
  - 3 第4条第7項の規定は、第1項の規定による報告及び照会並びに第2項の規定による照会について準用する。この場合において、同条第7項中「第2項の規定による照会、第4項の規定による指揮の伺い並びに前項の規定による指揮の伺い」とあるのは「第2項の規定による照会」と読み替えるものとする。
  - 4 交番等においては、遺失届出書を速やかに警察署に送付しなければならない。
  - 5 第4条第5項の規定は、前項の規定による送付について準用する。

（特異な物件に係る遺失届を受けたときの措置）
- 第9条 警察署長は、爆発物、銃砲等、刀剣類、火薬類その他の物件であつて早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあるものに係る遺失届を受けた場合において、必要があると認めるときは、生活安全部通信指令課に対する手配の依頼、警察署通信室による手配、地域住民への広報その他の必要な措置をとるものとする。

(遺失届との照合)

第10条 施行規則第6条の規定による確認又は照会の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届がなされていたことが判明したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。

(提出物件等の有無の照合等)

第11条 施行規則第7条第1項の規定による確認の結果、遺失届に係る物件について、提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該遺失届出書の内容と当該提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。

2 施行規則第7条第2項の規定による照会の結果、遺失届に係る物件の提出又は保管物件についての届出が他の警察署長(他の都道府県警察の警察署長を含む。以下同じ。)になされていたことが判明した場合は、当該遺失届出書の内容を当該他の警察署長に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた警察署長は、当該遺失届出書の内容と当該提出物件の現物又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。

(提出物件の保管)

第12条 警察署においては、提出物件のうち現金(売却による代金を含む。以下この項及び第16条において同じ。)の保管については、県の指定金融機関に預託(以下単に「預託」という。)しなければならない。ただし、預託した現金のうち、警察署長が指定する額については、これを保管金(以下「警察署保管金」という。)として保管することができる。

2 警察署においては、提出物件に別記様式第2号の拾得物件整理票を付けるとともに、提出物件の亡失、滅失又は毀損を防止するため、確実に施錠できる錠を備えた保管庫への保管その他の必要な措置をとるものとする。ただし、提出物件が、警察署において保管することが適当でない物であるときは、当該物件を他に一時寄託等する措置をとることができる。

3 前項の規定にかかわらず、現金、有価証券その他施行規則第11条各号に掲げるものに該当する物件、法第35条第2号から第5号までに掲げるものに該当する物件その他遺失者の権利の保護の観点から特に慎重な取扱いを要する物件については、確実に施錠できる錠を備え、かつ、他の種類の物件と区分された専用の保管庫に保管するものとする。

4 前2項の規定は、交番等において提出を受けた後第4条第4項の規定による送付を行うまでの間における提出物件の保管について準用する。この場合において、第2項中「警察署」とあるのは「交番等」と読み替えるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、提出物件が、交番等において保管することが適当でない物であると認められる場合には、警察署長の指揮を受け、必要な措置をとるものとする。

(提出物件の処分)

第13条 法第10条の規定による処分は、警察署において行うものとする。ただし、提出物件が、滅失し、又は毀損するおそれがある場合であって、法第9条第1項の規定により売却することができない物であると明らかに認められるときは、警察署長の指揮を受けた上で、交番等においてこれを廃棄することができる。

2 施行規則第14条の規定による通知(次項において単に「通知」という。)は、別記様式第3号の拾得物件処分通知書により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項ただし書の規定により物件を廃棄する場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

(提出物件を返還等する窓口)

第14条 法第11条の規定による返還又は民法(明治29年法律第89号)第240条若しくは同法第241条の規定若しくは法第32条第1項の規定により提出物件の所有権を取得した者に対する当該物件の引渡しは、警察署において行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交番等において提出物件を保管中に当該提出物件に係る遺失者が当該物件の返還を求めて交番等を来訪したときは、施行規則第20条第1項の確認が得られる場合に限り、警察署長の指揮を受けた上で、交番等においてこれを返還することができる。

(提出物件を返還しようとする場合等における通知の方法)

第15条 施行規則第18条第1項の規定による通知(次項において単に「通知」という。)は、別記様

- 式第4号、第4号の2、第4号の3又は第4号の4の遺失物確認通知書により行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに返還する必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。
  - 3 施行規則第18条第2項の規定による通知（次項において単に「通知」という。）は、別記様式第5号、第5号の2、第5号の3、第5号の4、第5号の5又は第5号の6の拾得物件返還通知書により行うものとする。
  - 4 前項の規定にかかわらず、物件を提出した拾得者又は施設占有者が所在しており、その面前で通知を行うことができる場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。
  - 5 施行規則第18条第4項の規定による通知（次項において単に「通知」という。）は、物件の所有権を取得する権利を有する者には別記様式第6号の権利取得通知書により、物件の所有権を取得する権利を有さない拾得者又は施設占有者（法第27条第1項の費用を請求する権利を有する拾得者又は施設占有者に限る。）には別記様式第7号の費用請求権通知書により、それぞれ行うものとする。
  - 6 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに引き渡す必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

（現金の小切手による返還等）

第16条 現金の返還又は引渡しは、小切手を振り出して行うものとする。ただし、当該現金が預託前又は警察署保管金の範囲内であるときは、この限りでない。

（県に帰属した物件の取扱い）

第17条 法第37条第1項第1号の規定により物件の所有権が県に帰属したときは、別記様式第8号の帰属調書（保管金）又は別記様式第8号の2の帰属調書（保管物品）により、翌月中に県に引き渡すものとする。ただし、所有権が県に帰属した日が3月中であるときは、その末日までに引き渡さなければならない。

（国に帰属した物件の引渡しの方法）

第18条 施行規則第24条の規定による引渡しは、別記様式第9号の国帰属拾得物件引渡書により、警察本部長を経由して行うものとする。

（警察本部の施設における物件の取扱い）

第19条 第2条第2号の施設における物件の取扱いは、別表の左欄に掲げる施設に係る所属の職員が同表の右欄に掲げる警察署の長の指揮監督を受けて行うものとする。

（検査）

第20条 警察本部長は、提出物件の取扱状況について、毎年1回以上、検査員を命じて検査を行わせるものとする。この場合において、検査員は、警察署長又はその代理者を立ち合わせ、資料の提出及び説明を求めることができる。

- 2 検査員は、前項の検査を行ったときは、別記様式第10号の拾得物件等検査書により警察本部長に報告するものとする。

（警察署における指導）

第21条 警察署長は、物件の取扱いを適正に行うため、当該所属の職員に対し、必要な指導教養を行うものとする。

- 2 警察署の地域官、地域課長及び地域課長代理は、交番、駐在所及び警備派出所における物件の取扱事務に関し、当該所属の地域警察官に対し、必要な指導教養を行うものとする。

（細目的事項）

第22条 この訓令の施行に関し必要な細目的事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、法の施行の日（平成19年12月10日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際、現に使用している現金収納袋は、当分の間、これを使用することができる。

（青森県公安委員会の事務の専決等に関する訓令の一部改正）

3 青森県公安委員会の事務の専決等に関する訓令（平成16年5月青森県警察本部訓令第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成21年本部訓令第11号）

この訓令は、平成21年10月4日から施行する。

附 則（平成22年本部訓令第14号）

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年本部訓令第15号）

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成29年本部訓令第12号）

この訓令は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（令和元年本部訓令第1号）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年12月15日本部訓令第16号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用している拾得物件整理票は、この訓令による改正後の様式とみなす。

3 この訓令の施行の際、現にある旧様式の拾得物件整理票については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和3年3月25日本部訓令第14号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の様式による現金収納袋で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和5年2月24日本部訓令第7号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式とみなす。

3 この訓令の施行の際、現にある旧様式の拾得物件整理票については、当分の間、これを使用することができる。

別表（第2条関係）

施設	送付の方法	警察署
鉄道警察隊本隊庁舎	勤務交替時に送付すること。	青森警察署
鉄道警察隊新青森駅分室	勤務交替時に送付すること。	青森警察署
青森県運転免許センター庁舎	1週間以内に送付すること。	青森警察署
弘前自動車運転免許試験場庁舎	1週間以内に送付すること。	弘前警察署
交通機動隊弘前方面隊庁舎	1週間以内に送付すること。	弘前警察署
高速道路交通警察隊本隊庁舎	1週間以内に送付すること。	青森警察署
高速道路交通警察隊八戸分駐隊庁舎	1週間以内に送付すること。	八戸警察署
高速道路交通警察隊碓ヶ関分駐隊庁舎	1週間以内に送付すること。	黒石警察署

別記様式第1号（第4条関係）

(表面)



(裏面1)

の り し ろ

折り返し線 (谷折り)

一 連 番 号

受理番号

受 理 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分		
受 理 者	警察署 交番・駐在所 氏名		
拾 得 物 件	物品	現金 ¥	
確 認 事 項	拾 得 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分 ころ	
	拾 得 場 所	にて拾得	
	拾 得 者	住所	
	住 所 ・ 氏 名	氏名	電話番号
上記について確認できなかった場合の理由、 権利放棄等の有無 その他補足事項等			

(裏面2)

----- 切り取り線 -----

## 拾得物件受取書

あなたからお届けのあった拾得物件を受領いたしました。

一連番号

受理番号 \_\_\_\_\_

年 月 日 午前・午後 時 分

警察署 交番・駐在所

取扱者氏名

	物品	現金
拾 得 物 件		¥

本件に関するお問い合わせは、警察署 課  
電話番号 ( ) をお願いします。

別記様式第2号 (第12条関係)



拾得物件整理票

受 理 番 号		
受 理 日 時		
拾 得 者		
施設占有者名称		
物 品 の 種 類		
所 有 権	(拾得者)	現金
	(占有者)	
期満失効年月日		
保 管 情 報		
備 考		

別記様式第3号（第13条関係）

年 月 日  
(受理番号 )

様

警察署長

### 拾得物件処分通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の拾得物件は、法定期間満了まで現品のまま保管することが困難です。遺失物法第10条の規定により処分することとなりましたので通知いたします。

1 提出（交付）年月日 年 月 日

2 拾得物件 ( )

◎ お問合せ先

警察署

所在地

電話番号

受付時間

別記様式第4号（第15条関係）

年 月 日  
(受理番号 )

様

警察署長

### 遺失物確認通知書

あなたのものと思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、下記の保管期間満期日までにあなたのものと確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

- ・ 拾得物件： ( )
- ・ 保管期間満期日： 年 月 日

この物件を拾得した拾得者（施設内での拾得の場合は当該施設の占有者を含みます。以下「拾得者等」といいます。）は次の費用等（が入っているもの）を遺失者に請求する権利を有しており、あなたがその返還を受ける場合は、その費用等を拾得者等に支払う義務があります。

- この物件の提出、交付及び保管に要した費用（遺失物法第27条）
- 報労金（遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額（施設内で拾得された物件については、拾得者と施設占有者それぞれこの2分の1））

また、あなたに返還する際には、上記の義務の履行のため、拾得者等の氏名、住所等を告知するとともに、拾得者等からの求めに応じ、遺失者であるあなたの氏名、住所等を告知します。

ただし、遺失物に関する権利を放棄し、遺失者として返還を受けないときは、上記の支払義務を免れることができる（遺失物法第31条）ほか、氏名、住所等の告知もされません。

物件の返還を受けるときは、次のものが必要となりますのであらかじめご了承ください。

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先

警察署

所在地  
電話番号  
受付時間

別記様式第4号の2（第15条関係）

(拾得者等費用・報労金失棄権かつ氏名等告知不同意)

年 月 日  
(受理番号 )

様

県 警察署長

### 遺失物確認通知書

あなたのものであると思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、下記の保管期間満期日までにあなたのものであると確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

- ・ 拾得物件： ( )
- ・ 保管期間満期日： 年 月 日

物件の返還を受けるときは、次のものが必要になりますのであらかじめご了承ください。

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

#### ◎ お問合せ先

警察署

所在地

電話番号

受付時間

別記様式第4号の3（第15条関係）

(拾得者等費用・報労金放棄権かつ氏名等告知同意)

年 月 日  
(受理番号 )

様

県 警察署長

### 遺失物確認通知書

あなたのもと思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、下記の保管期間満期日までにあなたのも確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

- ・ 拾得物件： ( )
- ・ 保管期間満期日 年 月 日

この物件を拾得した拾得者（施設内での拾得の場合は当該施設の占有者を含みます。以下「拾得者等」といいます。）は、遺失者に対して拾得者等の氏名、住所等を告知することに同意していることから、あなたのも確認され、あなたが遺失者として返還を受けるときは、拾得者等の氏名、住所等の告知を求めるかを確認します。

また、拾得者等からの求めに応じ、遺失者であるあなたの氏名、住所等を告知します。

ただし、遺失物に関する権利を放棄し、遺失者として返還を受けないときは、氏名、住所等の告知はされません。

物件の返還を受けるときは、次のものが必要になりますのであらかじめご了承ください。

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

#### ◎ お問合せ先

警察署

所在地

電話番号

受付時間

別記様式第4号の4（第15条関係）

年 月 日  
(受理番号 )

様

県 警察署長

遺失物確認通知書

あなたのもと思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、下記の保管期間満期日までにあなたのも確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

- ・ 拾得物件： ( )
- ・ 保管期間満期日： 年 月 日

この物件があなたのも確認され、あなたが遺失者として返還を受けるとき、この物件を拾得した拾得者(施設内での拾得の場合は当該施設の占有者を含みます。以下「拾得者等」といいます。)が、遺失者に対して拾得者等の氏名、住所等を告知することに同意した場合は、あなたが拾得者等の氏名、住所等の告知を求めるかを確認します。

また、遺失者に対する氏名、住所等の告知に同意した拾得者等からの求めに応じ、遺失者であるあなたの氏名、住所等を告知します。

ただし、拾得者等が氏名、住所等を告知することに同意しなかったとき及びあなたが遺失物に関する権利を放棄し、遺失者として返還を受けないときは、氏名、住所等の告知はされません。

物件の返還を受けるときは、次のものが必要になりますのであらかじめご了承ください。

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書(運転免許証、健康保険の被保険者証等)

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問合せ先

警察署

所在地

電話番号

受付時間

別記様式第5号(第15条関係)

(費用、報労金有権かつ氏名等告知同意)

年 月 日  
(受理番号 )

様

県 警察署長

### 拾得物件返還通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。  
ご協力ありがとうございました。

なお、遺失物法の規定により、あなたには次の費用等を遺失者に請求する権利があります。

- 拾得物件の提出、交付及び保管に要した費用(遺失物法第27条)
- 報労金(遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額(施設内で拾得をした物件については、拾得者と施設占有者にそれぞれこの2分の1))

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

- 1 提出(交付)日 年 月 日
- 2 拾得物件 ( )
- 3 返還日 年 月 日
- 4 遺失者  
住所  
氏名  
連絡先

◎ お問合せ先

警察署

所在地  
電話番号  
受付時間

※ 既に遺失者との話合いがなされている場合は、通知書が行き違いになりましたこと、ご容赦ください。  
別記様式第5号の2(第15条関係)

(費用、報労金有権かつ氏名等告知同意)

年 月 日  
(受理番号 )

様

県 警察署長

### 拾得物件返還通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。  
ご協力ありがとうございました。

なお、遺失物法の規定により、あなたには次の費用等を遺失者に請求する権利があります。

- 拾得物件の提出、交付及び保管に要した費用(遺失物法第27条)
- 報労金(遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額(施設内で拾得をした物件はその2分の1))

遺失者から連絡があった場合は、支払いについて話し合いをしてください(連絡がないときは、下記お問合せ先までご連絡ください)。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

- 1 提出(交付)日 年 月 日
- 2 拾得物件 ( )
- 3 返還日 年 月 日

#### ◎ お問合せ先

警察署

所在地

電話番号

受付時間

※ 既に遺失者との話し合いがなされている場合は、通知書が行き違いになりましたこと、ご容赦ください。  
別記様式第5号の3(第15条関係)



(費用、報労金有権(又は留保)かつ氏名等告知留保)

年 月 日  
(受理番号 )

様

県 警察署長

### 拾得物件返還通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。  
ご協力ありがとうございました。

なお、遺失物法の規定により、あなたには次の費用等を遺失者に請求する権利があります。

- 拾得物件の提出、交付及び保管に要した費用(遺失物法第27条)
- 報労金(遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額(施設内で拾得された物件については、拾得者と施設占有者にそれぞれこの2分の1))

上記の費用等を請求される場合は、遺失者と話し合いをする必要があるため、あなたの氏名、住所、連絡先を遺失者にお伝えすることに同意していただく必要がありますので、下記お問合せ先までご連絡ください。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

- 1 提出(交付)日 年 月 日
- 2 拾得物件 ( )
- 3 返還日 年 月 日

◎ お問合せ先

警察署

所在地

電話番号

受付時間

別記様式第5号の4(第15条関係)

(費用、報労金放棄権かつ氏名等告知同意)

年 月 日  
(受理番号 )

様

県 警察署長

拾得物件返還通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。  
ご協力ありがとうございました。

- 1 提出(交付)日 年 月 日
- 2 拾得物件 ( )
- 3 返還日 年 月 日
- 4 遺失者  
住 所  
氏 名  
連絡先

◎ お問合せ先

警察署

所在地

電話番号

受付時間

別記様式第5号の5 (第15条関係)

(費用、報労金失棄権かつ氏名等告知同意)

年 月 日  
(受理番号 )

様

県 警察署長

### 拾得物件返還通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。  
ご協力ありがとうございました。

提出(交付)時に、あらかじめ、遺失者への氏名等告知に同意されていることから、返還時に、遺失者に対しあなたの氏名、住所等を告知していますので、ご了承ください。

- 1 提出(交付)日 年 月 日
- 2 拾得物件 ( )
- 3 返還日 年 月 日

◎ お問合せ先

警察署

所在地

電話番号

受付時間

別記様式第5号の6(第15条関係)

(費用、報労金失棄権かつ氏名等告知不同意又は留保)

年 月 日  
(受理番号 )

様

県 警察署長

### 拾得物件返還通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。  
ご協力ありがとうございました。

- 1 提出(交付)日 年 月 日
- 2 拾得物件 ( )
- 3 返還日 年 月 日

#### ◎ お問合せ先

警察署

所在地

電話番号

受付時間

別記様式第6号(第15条関係)

年 月 日  
(受理番号 )

様

県 警察署長

### 権利取得通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明しなかったため、あなたがこの物件の所有権を取得しました。つきましては、下記の要領により、受取にきてください。

あなたには、この物件の交付、提出又は保管について費用を要した者が他にある場合には、遺失物法の定めにより、これを償還する義務があります。

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

- 1 提出（交付）日 年 月 日
  - 2 拾得物件 ( )
  - 3 引渡し期限日 年 月 日
- ※ 引渡し  
※ 期限日までに受け取らないときはこの物件の所有権を失います。
- 4 引渡し手続を行う場所、取扱時間等  
下記「お問合せ先」に同じ
  - 5 持参するもの
    - (1) 拾得物件預り書及び拾得物件預り書別紙（拾得物件提出時に交付されている場合）
    - (2) 本通知
    - (3) 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）
- ※ 代理人が受け取る場合は、上記(1)又は(2)と併せて次のものを持参してください。
- 委任状（拾得物件預り書の下部にある委任状欄を使用することもできます。）
  - 代理人の住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）

◎ お問合せ先

警察署

所在地

電話番号

受付時間

別記様式第7号（第15条関係）

年 月 日  
(受理番号 )

様

県 警察署長

### 費用請求権通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の拾得物件は、遺失者に返還できませんでした。

あなたには遺失物法の定めにより、あなたがこの物件の提出、交付又は保管に費用を要した場合には、この物件を受け取る者（あなたが物件を交付した施設占有者・あなたに物件を交付した拾得者）にこれを請求する権利がありますので通知します。

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

- 1 提出（交付）日 年 月 日
- 2 拾得物件 ( )

◎ お問合せ先

警察署

所在地

電話番号

受付時間

別記様式第8号（第17条関係）

帰属調書（保管金）

分

県

警察署

No.	受理番号	受理 年月日	期満失効 年月日	拾得者 所有権	金額	備考
小計						/
合計						/

上記のとおり相違ありません。

県

警察署長

別記様式第 8 号の 2（第 17 条関係）

帰属調書（保管物品）

分

県

警察署

No.	受理番号	受理 年月日	期満失効 年月日	拾得者 所有権	物品の種類	点数	備考
小計							/
合計							/

上記のとおり相違ありません。

県 警察署長

別記様式第9号（第18条関係）



# 国帰属拾得物件引渡書

第 年 月 日 号

殿

警察署長 印

次の物件は、遺失物法第37条第1項第1号の規定により所有権が国に帰属したので引き渡します。

物 件	種 類	特徴等（形状・模様・品質等）	点数
拾 得 日 時			
拾 得 場 所			
拾 得 者 住 所・氏 名			
受 理 日 時	年 月 日		
受 理 番 号	第 号		
国 帰 属 年 月 日	年 月 日		
備 考			

上記の物件を受領しました。

年 月 日

殿

印

【引渡警察署の所在地】〒  
【担当者氏名】

(電話 )

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。  
別記様式第10号（第20条関係）

## 拾 得 物 件 等 検 査 書

年 月 日から

年 月 日まで

区 分	現 金	物 品	備 考
繰 越 高	(うち手元保管分 円) 円	点	
受 入 高	円	点	
払 出 高	円	点	
残 高	(うち手元保管分 円) 円	点	

青森県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令第20条の規定により 警察署長  
 の取り扱った物件及び資料を検査したところ、上記のとおり に  
 管理されているものと認められる。

年 月 日

検査員 青森県警察本部 職 氏 名

立会人 警察署長 職 氏 名

注 拾得金欄の「うち手元保管分」とは、警察署保管金、記念硬貨、当座預金未入金の合計額である。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。